

産業 AI コミュニティ 参加規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本コミュニティの名称は「産業 AI コミュニティ」（以下「本コミュニティ」という。）とする。

第 2 条 (目的)

本コミュニティは、日本企業が最先端の AI 技術および海外 AI スタートアップにアクセスし、協業を通じて産業分野における AI の現場実装を推進し、競争力の向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

本コミュニティは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員間のネットワーキングイベント、セミナー、ワークショップ等の開催
- (2) 産業分野における AI 技術・ソリューションの発掘および企業間連携の促進
- (3) 会員相互の関心領域に応じた分科会・テーマ別交流の実施
- (4) AI に関する情報の収集・共有・発信、ならびに普及・啓発活動産業 AI に資する知見・事例の共有・啓発
- (5) その他、本コミュニティの目的達成に資する活動

第 2 章 会員

第 4 条 (会員)

1. 本コミュニティの目的に賛同する企業、団体、有識者、関係府省庁、地方公共団体等を会員とする。
2. 事務局は、本コミュニティの普及を目的として、会員の同意を得たうえで会員の名称、ロゴ等を、会員を含む第三者に対して開示することができるものとする。

第 5 条 (入会)

本コミュニティへの参加を希望する者は、本規約に同意のうえ、所定の方法により入会申請を行い、事務局の承認をもって会員となる。

第 6 条 (会費等)

1. 本コミュニティの会費は、原則として無料とする。
2. 本コミュニティへの参加に伴い発生する通信費、交通費その他一切の費用は、会員の負担とする。

第7条（退会）

1. 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、事務局に届け出るものとする。
2. 本規約を遵守しないとき、又は、2年以上会員による活動が無い場合、事務局の判断によって当該会員を退会させることができる。
3. 本コミュニティの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次のいずれかに該当すると認められるときは、事務局の判断により当該会員を退会させることができる。
 - (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員（これに準じる者）をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (2) 暴力団（暴力団対策法に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

第3章 個人情報等の取扱い

第8条（個人情報の取扱い）

1. 事務局は、会員から取得した個人情報を、別途定める株式会社ケップルのプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとする。
2. 取得した個人情報は、プライバシーポリシーに定めるほか、本コミュニティの運営、関連情報・イベント等の案内、統計データの作成等の目的で利用するものとする。

第4章 免責およびその他

第9条（免責）

本コミュニティを通じて提供される情報は、情報提供を目的とするものであり、特定の投資行動、事業判断または契約の成立を保証するものではない。会員は、自己の判断と責任においてこれらの情報を利用するものとする。

第10条（規約の変更）

本規約の変更は、本コミュニティの運営の円滑化および会員の利益保護に資する場合に限り行

うことができる。変更後の規約は、相当の期間をもって、事前に通知を行うものとする。

第 11 条（事務局）

本コミュニティの運営および事務局業務は、株式会社ケップルが行う。

以上